

## 第2節 循環型社会の形成

### ごみの減量化とリサイクルの推進

関連する  
SDGs



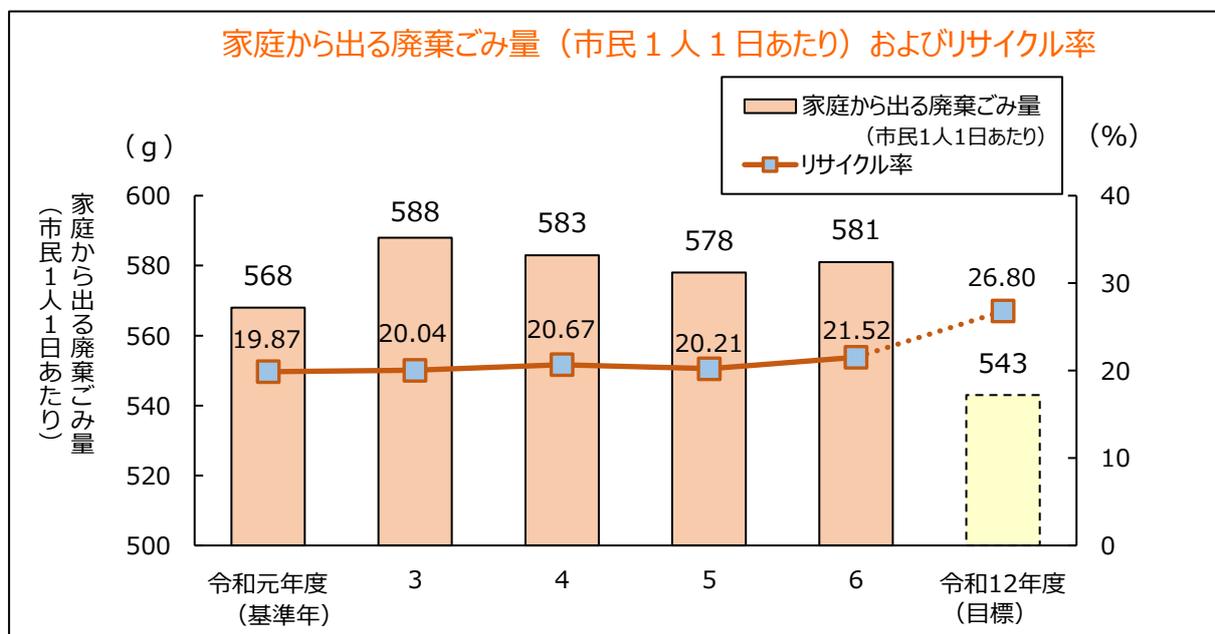
#### [1] 環境の状況

本市の家庭から排出される廃棄ごみ量は、道内主要都市の中で比較的高い水準にあります。その背景には、高齢化や単身世帯の増加に加え、商品の個包装化や使い捨て商品の増加といった消費行動の変化が影響していると考えられます。また、ネット通販の拡大や食品廃棄の増加など、廃棄物の種類や量が多様化しており、適切な対

応が求められています。こうした中で、限られた資源を活用するためには、発生抑制（リデュース）や再利用（リユース）を推進するとともに、資源物の分別排出を徹底することが重要です。

本市では、市民と協力しながら循環型ライフスタイルを広げ、ごみ全体の減量とリサイクルの推進を目指した取り組みを進めています。

#### 目標の進捗状況



※廃棄ごみとは、資源物以外の「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」のことをいいます。

#### 目標と管理指標

指標	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
ごみ排出量	68,857t	63,440t	60,928t	62,597t (6,260t以上減量)
家庭から出る廃棄ごみ量 (市民1人1日あたり)	568g	578g	581g	543g (25g以上減量)
リサイクル率	19.87%	20.21%	21.52%	26.80% (6.93pt以上増加)

## 〔2〕 施策

### ごみの減量化とリサイクルの推進

施策の方向性	取り組み
<p>ごみ減量化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ごみ発生・排出抑制に向けた行動を推進していきます。</li> <li>■ 市民・事業者などと協働し、ごみの減量化に向けて取り組んでいきます。</li> <li>■ 食品ロス削減に向けた、普及啓発を進めていきます。</li> <li>■ 生ごみの水切りや堆肥化による減量化・資源化を推進します。</li> <li>■ 公共施設からの廃棄物の減量化・資源化に努めます。</li> <li>■ 不要となったものを、再利用する取り組みを継続して進めていきます。</li> <li>■ 未・低利用水産物の有効利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭における食品ロスの削減の推進</li> <li>② 飲食店などと連携した食品ロス削減の推進</li> <li>③ コンポスト化容器購入補助</li> <li>④ 電気生ごみ処理機購入補助</li> <li>⑤ 出前講座や生ごみ減量講習会の実施</li> <li>○ 釧路市役所環境配慮指針の推進（P12 参照）</li> <li>⑥ リサイクル情報バンクの実施</li> <li>⑦ 未・低利用水産物の有効利用の促進</li> </ul>
<p>リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民へ、分別・排出を行う必要性や実施の効果などについて普及啓発していきます。</li> <li>■ 市民や団体などに対し、集団資源回収が取り組みやすい環境づくりを進めていきます。</li> <li>■ 資源物の回収拠点を増やすなど、利便性の向上を検討していきます。</li> <li>■ 廃棄物の再資源化に向けた調査などを進めていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ バス見学会の実施</li> <li>⑨ 環境教育授業の実施</li> <li>⑩ 資源物の排出指導</li> <li>⑪ 金属類・廃食用油などのリサイクル（売却）</li> <li>⑫ 集団資源回収奨励金制度の実施</li> <li>⑬ 使用済み小型家電リサイクルの取り組み</li> <li>⑭ 廃棄物の資源化に向けた調査・研究</li> </ul>

### ごみ減量化の推進

#### ① 家庭における食品ロスの削減の推進

本市では、市民の食品ロス削減に対する理解を深め、各家庭や職場で実際に取り組んでもらえるよう、イベント等で周知・啓発を行っています。さらに、市内商業施設において、家庭で不要となった食品を

集め、食品を必要とする方々に提供する「フードドライブ」を事業者や市民団体と連携し実施しています。この取り組みにより、食品ロスの削減だけでなく、地域における助け合いや資源の有効活用を促進しています。

令和6年度の啓発活動実績	回数
市広報誌への掲載	7回
広報誌「環境ニュース」への掲載	0回
イオンモール釧路昭和でのフードドライブの実施（毎月5日～11日受付）	12回
イベント形式でのフードドライブの開催（くしろ消費者まつり）	1回
インスタグラム・フェイスブックでの情報発信	通年



フードドライブの実施（イオンモール釧路昭和）

② 飲食店などと連携した食品ロス削減の推進

本市では、飲食店などにおける食品ロス削減の取り組みとして、宴会や会食での食べ残しを減らす「30・10（さんまるいちまる）運動」の普及啓発に事業者の協力を得ながら取り組んでいます。

また、令和6年度には、食品ロス削減の意識向上を目的に、市内商業施設でパネル展を実施しました。

令和6年度の啓発活動実績

食品ロスパネル展の開催

ケースデンキ釧路本店（10月1日～15日）

コープさっぽろ貝塚店（10月18日～28日）

「30・10運動」の普及啓発（12月～1月）



食品ロスパネル展（ケースデンキ釧路本店）

③ コンポスト化容器購入補助

家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化によるリサイクルの促進を図るため、生ごみ堆肥（コンポスト）化容器の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。

令和6年度は13件助成し、制度開始からの累計で4,560件助成しました。



④ 電気生ごみ処理機購入補助

ごみの減量をより一層促進するため、電気生ごみ処理機の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。令和6年度は7件助成し、制度開始からの累計で1,472件助成しました。



⑤ 出前講座や生ごみ減量講習会の実施

廃棄物の減量およびリサイクルについて、出前講座や生ごみ減量講習会を行っています。令和6年度は、出前講座を2回開催し、20人の市民が受講しました。また、生ごみ減量講習会を4回開催し、49人の市民が参加しました。

⑥ リサイクル情報バンクの実施

リサイクル情報バンクは、再使用の促進とごみの減量を図る目的で、市が窓口となり、家庭で不用となった家具や自転車などを必要とする人へ紹介することで有効に活用してもらう制度です。

令和6年度は75件の情報が寄せられ、うち30件について再使用が図られました。

⑦ 未・低利用水産物の有効利用の促進

本市では、未・低利用水産物を利用した製品の開発を行っています。

令和6年度は、ニンシを利用し、フィッシュソーセージやハンバーグを開発しました。



リサイクルの推進

⑧ バス見学会の実施

夏休み期間に、親子で資源物の収集から再商品化までの見学会を開催し、家庭でのごみ分別や資源活用を考える機会を提供しました。令和6年度は紙資源およびプラスチック製容器包装のリサイクル工程を紹介し、資源循環と地域産業への理解を深めていただきました。



令和6年度開催実績

開催日	8月5日、8月7日、（2回）
参加者数	22名（11組）
見学先	釧路市リサイクルセンター 王子マテリア(株)釧路工場 ネイチャーテック釧路

### ⑨環境教育授業の実施

本市は、令和4年に株式会社 JEPLAN と包括連携協定を締結し、使用済ペットボトルを原料として再びペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」リサイクルや環境教育を推進しています。

令和6年度は光陽小学校で、同社と連携し、ペットボトルリサイクルの仕組みを学ぶボードゲーム「リサイコロ」を使った環境教育授業を実施しました。



### ⑩資源物の排出指導

本市では、資源物の排出指導の取り組みとして、ホームページやチラシによる啓発、適正排出啓発看板の設置、アパート・マンションオーナー・管理会社へ適正排出に向けた協力依頼を行っています。

令和6年度は15件の協力依頼を行いました。

### ⑪金属類・廃食用油などのリサイクル（売却）

資源物の有効利用や処分経費の節減を目的として、小・中学校給食センターや市立釧路総合病院から排出される廃食用油と金属類、廃ポリ容器をリサイクル業者に売却しています。令和6年度は廃食用油631kg、廃油3,610L、金属類12,550kg、廃ポリ容器413kgを売却しました。

## バイオマスの利活用

	施策の方向性	取り組み
バイオマスの利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水汚泥や家畜排せつ物の有効利用を促進します。</li> <li>■ 木質ペレットの利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メタンガスのエネルギー源利用、下水汚泥の有効活用（P6参照）</li> <li>⑮ 有機質肥料活用センターの有効活用、家畜排せつ物の適正処理指導</li> <li>⑯ 木質ペレットの利用促進</li> </ul>

### バイオマスの利活用

#### ⑮有機質肥料活用センターの有効活用、家畜排せつ物の適正処理指導

家畜排せつ物による河川の水質汚濁や悪臭などの環境の悪化を防止し、資源としての有効活用を図るため、釧路市有機質肥料活用センターにおいて、家畜排せつ物の回収、処理、有機質資源化が行われています。

### ⑫集団資源回収奨励金制度の実施

町内会、自治会、老人クラブなどを対象に、資源物（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック）の回収量に応じ、1kgあたり2円の奨励金を交付しています。

令和6年度は267団体に2,709千円を交付しました。

### ⑬使用済小型家電リサイクルの取り組み

各家庭から排出される小型家電に含まれるレアメタルなどの有用金属を再資源化するため、不燃ごみ、粗大ごみの中からピックアップ方式で小型家電を回収しています。また、市役所本庁舎および各行政センターに小型家電回収ボックスを設置し、回収を行っています。

令和6年度は26.72t回収しました。

### ⑭廃棄物の資源化に向けた調査・研究

本市では、微生物を活用した生ごみ分解消滅型の実証実験を実施しており、家庭での導入による効果や活用可能性について研究を進めています。また、プラスチック資源循環促進法の施行を受け、プラスチック廃棄物の排出、収集、再資源化のルート構築や、コスト面の課題を含めた効果的な再資源化手法の調査・研究を進めています。

#### ⑯木質ペレットの利用促進

木材のエネルギー利用は、樹木の成長過程における光合成によって、燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないとされており、カーボンニュートラルに貢献する貴重なエネルギーとして期待されています。市役所本庁舎および音別町行政センターでは、ペレットストーブの展示を通して、ペレット燃料をはじめとした木質バイオマスの利用の普及に努めています。

## ごみの適正処理

### 【1】環境の状況

廃棄物処理事業は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に、収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階を適正かつ効率的に行い、循環型社会の実現と地球温暖化防止に貢献しています。収集・運搬では、市民サービスの向上と効率化を図りながら、分別排出されたごみを適切に処理し、資源化につなげています。中間処理では、ごみを種類別に適切に処理し、再利用資源の確保やエネルギー回収を進めています。

関連する  
SDGs

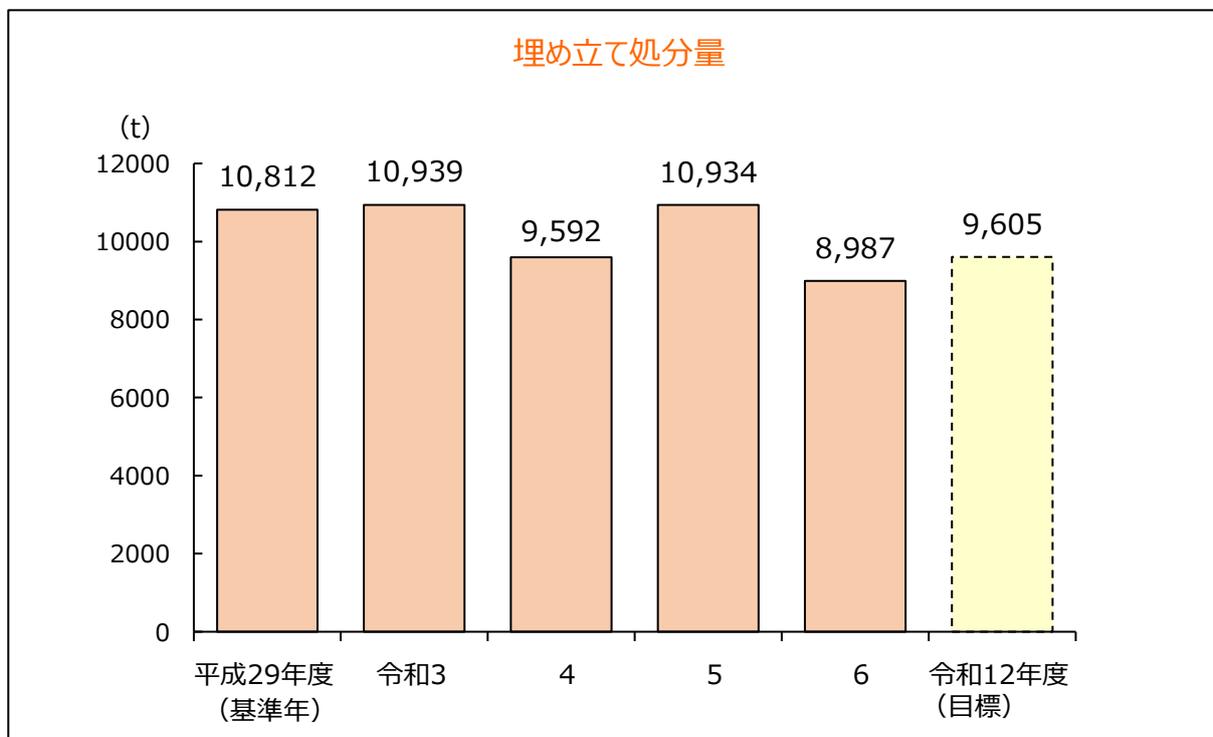


最終処分では、減量化・無害化した処理残さを埋立処分し、資源物回収や熱回収を通じて最終処分量の削減と処分場の延命化に努めています。

また、市民との協働による清掃活動や SNS を活用した啓発活動を通じ、適正排出の推進や環境意識の向上に取り組んでいます。

今後も、自然環境を守りながら、持続可能な廃棄物処理を目指してまいります。

### 目標の進捗状況



### 目標と管理指標

指標	基準年 2017年度 (平成29年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
埋め立て処分量	10,812t	10,934t	8,987t	9,605t (1,207t以上減量)

※最終処分場を使用する6市町村の合計

## 〔2〕 施策

### ごみの適正処理の推進

	施策の方向性	取り組み
環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的なパトロールや排出ルールなどの指導によりごみステーションの管理支援に努めます。</li> <li>■ 町内会や分別収集推進協力員などのごみステーション美化を支援します。</li> <li>■ 「釧路市みんなできれいな街にする条例」に基づいた、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めています。</li> <li>■ 共同住宅所有者や仲介業者に対し、共同住宅居住者への分別・排出ルールの働きかけを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域パトロールによる適正排出指導</li> <li>② 分別収集推進協力員との連携・協力</li> <li>③ ごみ分別帳の作成・配布</li> <li>④ 市民との協働による清掃活動</li> <li>⑤ 釧路市 LINE 公式アカウントによるごみ出し支援</li> </ul>
高齢者などへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要介護者などのごみ排出困難者を支援するため、「ふれあい収集」の効率的な運用による対応などを検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ ふれあい収集事業の実施</li> </ul>
産業廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建設資材廃棄物などの有効利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 建設資材廃棄物などの有効利用</li> <li>⑧ 釧路広域連合清掃工場における事業系ごみの展開検査の実施</li> </ul>
廃棄物処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 釧路市資源リサイクルセンターなどの中間処理施設の適正な維持管理を継続していきます。</li> <li>■ ごみの減量化を徹底し、最終処分場への埋め立て処分量削減に努めます。</li> <li>■ 新たな最終処分場の整備を進めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 中間処理施設の管理運営</li> <li>⑩ 釧路広域連合との連携</li> <li>⑪ 効率的な収集体制の検討</li> <li>⑫ 最終処分場の検討・整備</li> </ul>

### 環境美化の推進

#### ① 地域パトロールによる適正排出指導

本市では、ごみの散乱の原因となる不適正排出ごみについて地域パトロールを毎日実施しています。また、排出者を特定できた場合は、排出者への直接的な指導を実施しています。

令和6年度は231件の排出指導を行いました。

#### ② 分別収集推進協力員との連携・協力

ごみの適正な分別を推進するため、町内会から推薦を受けた方を分別収集推進協力員として登録（令和6年度372名登録）し、正しいごみの分別やごみの排出環境の維持に取り組んでいます。

#### ③ ごみ分別帳の作成・配布

ごみの分別・排出方法をお知らせする分別帳「ごみ分別・早見表ハンドブック」を作成し、転入者への配布や、市公共施設や郵便局に備え付けています。令和6年度はごみ分別帳5,000部を作成しました。



#### ④市民との協働による清掃活動

本市では、商工会議所や連合町内会などの各種団体で構成する「釧路市マチをきれいにする推進協議会」の主導のもと、きれいで住みよいまちづくりに努めるために、清掃思想の啓発や清掃運動の実践に取り組んでいます。

##### ●清掃意識啓発活動

本市では、連合町内会や自治会等と連携し全市一斉清掃の実施や市内商業施設でのポイ捨て防止街頭啓発活動により、市民と協働した美しい街づくりを推進しています。



ポイ捨て防止街頭啓発

令和6年度 啓発活動実施状況

行事	参加人数・実施場所
ポイ捨て防止街頭啓発	イオンモール釧路昭和出入口 10月22日実施

##### ●清掃運動の実践

市民参加型の清掃イベントの開催や、市内の団体や事業者における清掃活動を支援する「釧路市クリーンパートナー制度（登録団体数 30 団体）」等の清掃運動の推進を行っています。近年では、市民ボランティア団体による自主的な清掃活動が活発化し、保育園の園児による清掃等活動の幅が広がってきています。

令和6年度 清掃活動実施状況

行事	参加人数
春の一斉清掃	209 町内会（約 5,476 人）
春採公園クリーン作戦	悪天候予報により中止
集まれ！ごみひろい隊会（春）	28 団体（246 人）
集まれ！ごみひろい隊会（秋）	26 団体（166 人）
秋の自主清掃	149 町内会（約 3,993 人）



保育園児による清掃活動



集まれ！ごみひろい隊会

#### ●清掃思想の普及

小学校および義務教育学校の3・4年生を対象に「市民みんなできれいなマチに」をテーマとしたポスターコンクールを実施しました。応募作品は、市内商業施設で展示会を開催したほか、市ホームページや釧路新聞に掲載しました。また、株式会社釧路厚生社のご協力でごみ収集車両へ掲示しています。



ポスターコンクール展示



ごみ収集車両への掲示

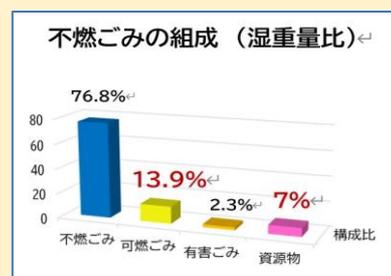
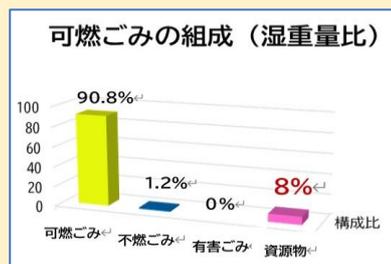
#### ごみの組成分析調査

「ごみ」と言っても、中には「紙ごみ」「プラスチックごみ」「生ごみ」などさまざまな種類があり、使えなくなったものだけでなく、まだ使えるものやリサイクル可能な資源も含まれます。

本市では、家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装を調査し、ごみ減量やリサイクル推進の基礎資料として活用しています。

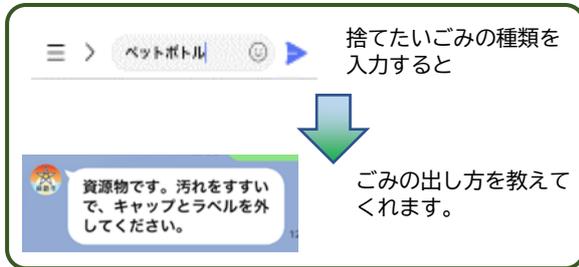
さらに、ごみの性質を把握するための調査を行い、収集方法や処理施設の整備、施策の計画づくりに欠かせない大切なデータとして活用しています。

令和6年度組成分析調査結果



### ⑤ 釧路市LINE公式アカウントによるごみ出し支援

LINEを活用し、ごみの分別や排出の仕方が分からない場合に、検索できるサービスを実施しています。また、ごみの出し忘れがないよう、収集日のお知らせ配信を行っています。



### 高齢者などへの対応

#### ⑥ ふれあい収集事業の実施

本市では、高齢者や障がいを持つ方々の生活を支えるため、「ふれあい収集事業」を実施しています。この事業は、ごみの排出が困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、市職員が戸別に訪問し、家庭ごみを収集する取り組みです。

令和6年度末時点で978世帯を対象とし、地域社会の中で誰もが安心して生活できる環境を目指しています。また、この事業は、ごみの収集だけでなく、訪問時に住民の安否確認を行う機会にもなっており、地域の見守り体制の一環としても重要な役割を果たしています。

### 産業廃棄物の適正処理

#### ⑦ 建設資材廃棄物などの有効利用

本市では、公共事業によって発生する建設資材廃棄物の再使用や再生利用を、供給のバランスや技術的な支障とならない範囲で行っています。

令和6年度は、道路整備事業において、配合率20%のアスファルト再生合材と、再生コンクリート骨材をそれぞれ3件の工事に使用しました。

#### ⑧ 釧路広域連合清掃工場における

##### 事業系ごみの展開検査の実施

本市では、資源ごみの分別促進、産業廃棄物等の搬入防止のため事業系ごみの内容物検査（展開検査）を実施しています。分別が不十分であったり、産業廃棄物などの混入があったりした場合は、持ち帰りの措置や指導を行うことで、ごみの正しい分別を啓発しています。

令和6年度は、12日間、10業者（31台）の検査を実施しています。

### 廃棄物処理施設の整備

#### ⑨ 中間処理施設の管理運営

最終処分場へごみを埋め立てる前に、中間処理施設で選別をすることで埋め立て量を削減し、最終処分場の使用可能年数を延ばしています。中間処理施設には、資源物として回収した新聞紙などの古紙を選別するリサイクルセンターのほか、不燃ごみ・粗大ごみから資源化可能な金属の回収や、焼却可能なものを選別する粗大ごみ処理センターがあり、適切な処理に努めています。

令和6年度 回収された資源物の再資源化量

資源物	再資源化量 (t)
古紙類	3,068
缶類	481
びん類	1,418
白色トレイ	21
ペットボトル	908
金属類	937

#### ⑩ 釧路広域連合との連携

釧路広域連合は、北海道のごみ処理の広域化計画を踏まえ策定した釧路支庁管内ごみ広域処理基本計画に基づき、可燃ごみの広域処理を目的に、平成14年に設立された特別地方公共団体で、市町村合併、弟子屈町や厚岸町の加入により、現在は6市町村により構成されています。

釧路広域連合では、広域ごみ焼却施設を運営し、徹底した公害防止、熱エネルギーの有効利用、資源物循環の推進を図りながら可燃ごみの広域処理を行っています。

令和6年度は59,498tのごみを処理しました。うち、釧路市のごみ量は46,791tです。

また、令和6年度には釧路広域連合清掃工場で溶融スラグが1,489t生成されました。

溶融スラグは、道路の路盤材として使用するなど、有効利用を図っています。

#### ⑪ 効率的な収集体制の検討

高齢化率の上昇に伴い、ふれあい収集対象世帯が年々増加しています。これらに対応するため市では、清掃事業検討委員会を開催し、収集車両の台数や車両選択など、ごみ収集体制の検討を進めています。

令和6年度は清掃事業検討委員会を1回開催しました。また、収集運搬業者から随時収集体制に対する聞き取りを行い、より効率的なごみ収集ルートの内取り方などの検討を行っています。

### ⑫最終処分場の検討・整備

建設工事を進めていました最終処分場が令和5年度に完成しました。

埋立期間は、令和6年度から令和20年度までの15年間で予定しています。



最終処分場の全景  
(令和6年5月撮影)

### ポイ捨て・不法投棄の防止

施策の方向性		取り組み
不法投棄対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 巡視パトロールを継続し、不法投棄の未然防止に努めます。</li> <li>■ 「自然の番人宣言」による取り組みを進め、ごみの不法投棄の撲滅に努めます。</li> </ul>	⑬ 不法投棄監視パトロールの実施 ⑭ ごみポイ捨て防止対策の推進 ⑮ 放置自動車の対策 ⑯ 家電リサイクル法に則った適正排出指導 ⑰ 自然の番人宣言によるごみの不法投棄防止の啓発活動

### 不法投棄対策の強化

#### ⑬ 不法投棄監視パトロールの実施

テレビ、洗濯機、冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品や一般ごみの不法投棄に対処するため、本市では、市民啓発、看板や監視カメラの設置などの様々な未然防止活動を行っています。

令和6年度は不法投棄多発地帯で243回の重点パトロールを実施しました。不法投棄を発見した際には、投棄者の特定に向けた調査などを行っています。

合には撤去命令を、所有者が不明の場合は放置自動車を廃自動車と認定したうえで撤去を行っています。

令和6年度 放置自動車の発生確認および撤去の状況

内 訳	台数
令和5年度から繰り越した車両	6
新たに確認した車両	8
撤去した車両	11
国や道に移管した車両	0
調査終了とした車両	0
令和7年度に繰り越した車両	3

#### ⑭ ごみポイ捨て防止対策の推進

ごみの散乱を防止するための総合的な対策として、「釧路市みんなできれいな街にする条例」を制定しており、美観推進重点区域を指定しています。この区域内で空き缶などおよび吸殻などを投棄した場合、市は、持ち帰りや回収などの必要な措置について命令することができます。命令に違反した場合、3万円以下の罰金を課すこととしています。



市内に放置された自動車

#### ⑮ 放置自動車の対策

道路や公園に放置されている自動車は、街の景観を損なうばかりでなく、交通の障害、子どもの危険な遊び場、放火、ごみの投棄場所になるなど様々な悪影響を及ぼしています。

本市では、釧路市自動車放置防止条例に基づき放置自動車の調査を行い、所有者が判明した場

#### ⑯ 家電リサイクル法に則った適正排出指導

本市では、巡回パトロールを実施しており、家電リサイクル法対象品を発見した際に、投棄者が特定できた場合は排出指導を行っています。

令和6年度の排出指導はありませんでした。

